

令和五年法律第十六号

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（以下「条約」という。）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義) この法律において「調停」とは、その名称や開始の原因となる事實のいかんにかかわらず、一定の法律關係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事又は商事の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない第三者が和解の仲介を実施し、その解決を図る手続をいう。

第二条 この法律において「調停人」とは、調停において和解の仲介を実施する者をいう。

第三条 この法律において「国際和解合意」とは、調停において当事者間に成立した合意であつて、合意が成立した当時において次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するものをいう。

一 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき

二 当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。

三 当当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所又は事務所若しくは営業所（当事者が二以上の事務所又は営業所を有する場合にあっては、合意が成立した当時において当事者が知っていたか、又は予見することのできた事情に照らして、合意によつて解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所。次号において同じ。）を有するとき。

四 当当事者の全部又は一部が、合意に基づく債務の履行の重要な部分の履行地又は合意の対象である事項と最も密接な関係がある地が属する国と異なるとき。

第五条 この法律の規定は、国際和解合意の当事者が、条約又は条約の実施に関する法令に基づく適用範囲

き民事執行をすることができる旨の合意をした場合について、適用する。

(適用除外)

第四条 この法律の規定は、次に掲げる国際和解合意については、適用しない。

一 民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部又は一部が個人（事業として又は事業のために契約又は取引の当事者となる場合におけるものを除く。）であるものに関する紛争に係る国際和解合意

二 個別労働關係紛争（個別労働關係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第一条に規定する個別労働關係紛争をいう。）に係る国際和解合意

三 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る国際和解合意

四 外国の裁判所の認可を受け、又は日本若しくは外国の裁判所の手続において成立した国際和解合意であつて、その裁判所が属する国でこれに基づく強制執行をすることができるもの

五 仲裁判断としての効力を有する国際和解合意であつて、これに基づく強制執行をすることができるもの

第六条 国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（国際和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをしなければならない。

第七条 前項の申立てをする者（以下この条において「申立て人」という。）は、次に掲げる書面を提出しなければならない。

一 当事者が作成した国際和解合意の内容が記載された書面

二 調停人その他調停に關係する記録の作成、保存その他の管理に關係する事務を行つ者が作成した国際和解合意が調停において成立したものであることを証明する書面

三 前項の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をい

う。以下同じ。）の提出をもつて、当該書面の提出に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録を提出した申立て人は、当該書面を提出したものとみなす。

第八条 前二項の規定による決定に對しては、その告

示を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告することができる。

第九条 この法律の規定は、国際和解合意の当事者が、条約又は条約の実施に関する法令に基

4 申立て人は、前二項の規定により第一項の申立てに係る書面又は電磁的記録を提出するときは、併せて、当該書面（日本語で作成されたものを除く。）又は当該電磁的記録（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、前二項の規定により提出すべき書面又は電磁的記録の全部又は一部について日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出することを要しないものとすることができる。

第十条 第一条の申立てがあつた場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（第一号から第六号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を證明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

十一 裁判所は、次項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。

十二 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（第一号から第六号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を證明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。

一 國際和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 國際和解合意が、当事者が合意により国際和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が国際和解合意について適用すべきものと判断する他の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、同項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、申立て人の申立てにより、被申立て人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

三 國際和解合意に基づく債務の内容を特定する法令によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

四 國際和解合意に基づく債務の全部が履行の他の事由により消滅したこと。

五 調停人が、法令その他当事者間の合意により当該調停人又は当該調停人が実施する調停に適用される準則（公の秩序に関しないものに限る。）に違反した場合であつて、その違反する事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

六 調停人が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を示してしまつた場合であつて、当該事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

七 國際和解合意の対象である事項が、日本の法令によれば、和解の対象とすることはできない紛争に關係するものであること。

八 國際和解合意に基づく民事執行が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反するこ

と。

九 裁判所は、第七項の規定により管轄する事件又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てによりは職權で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送しなければならない。

十 前二項の規定による決定に對しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告することができる。

十一 裁判所は、次項の規定により第一項の申立てに係る書面又は電磁的記録を提出するときは、併せて、当該書面（日本語で作成されたものを除く。）又は当該電磁的記録（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、前二項の規定により提出すべき書面又は電磁的記録の全部又は一部について日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出することを要しないものとすることができる。

十二 裁判所は、第一項の申立てを却下する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（第一号から第六号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を證明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。

一 國際和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 國際和解合意が、当事者が合意により国際和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が国際和解合意について適用すべきものと判断する他の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、同項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、申立て人の申立てにより、被申立て人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

三 國際和解合意に基づく債務の内容を特定する法令によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

四 國際和解合意に基づく債務の全部が履行の他の事由により消滅したこと。

五 調停人が、法令その他当事者間の合意により当該調停人又は当該調停人が実施する調停に適用される準則（公の秩序に関しないものに限る。）に違反した場合であつて、その違反する事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

六 調停人が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を示してしまつた場合であつて、当該事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

七 國際和解合意の対象である事項が、日本の法令によれば、和解の対象とすることはできない紛争に關係するものであること。

八 國際和解合意に基づく民事執行が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反するこ

と。

九 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、第一項の申立てについての決定ができる。

十 前二項の規定による決定に對しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告することができる。

十一 裁判所は、第一項の申立てについての決定に對しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告することができる。

